

# 中国における第 35 類商標出願ガイドと小売または卸売役務について

北京慧龍律師事務所  
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003 年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学 3 年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011 年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

## 【概要】

中国国家知識産権局商標局は、2022 年 12 月 7 日に、「第 35 類商標出願と使用ガイド（关于第 35 类服务商标申请注册与使用的指引）」（以下、「第 35 類ガイド」という。）を公表した。ニース分類の第 35 類には、広告を始め、多くの役務が含まれているが、実務において、第 35 類に属する役務への誤解が少なくない。第 35 類ガイドでは、第 35 類役務項目の特徴から、当該分類に関する全体的な考え方や概念を明確にした上で、属する役務について詳細に説明している。よって、本ガイドは、中国国内において第 35 類を正しく理解することに大きな役割を果たすことが期待されている。本稿では、第 35 類ガイドにおける役務の特徴とあわせて、中国における小売または卸売役務にも焦点をあてて解説する。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 第 35 類ガイドについて

#### 1-1. 第 35 類役務項目の特徴について

第 35 類ガイドでは、「第 35 類役務の主な目的は、他人に関する商業経営または管理、他人の商工企業の業務活動または商業機能の管理を支援すること、および各種の伝播方式を通じて他人に対し、公衆への広告宣伝を行う役務を提供することである。本区分の役務において最も重要な特徴は、他人のために関連役務を提供す

ることであり、権利者自身の業務として行う事業の関連行為ではない。」と明記し、第35類に属する役務の属性を明確にしている。

## 1-2. 第35類役務項目の正しい理解について

次に、第35類ガイドでは、「自己の商品の製造または販売のみを経営範囲とする場合、および他の市場主体または個人のための広告に係る役務や商業管理補助などの役務を提供しない場合、第35類関連役務に登録商標を申請する必要はない。」と明記したうえで、以下の内容を順番に説明している。

No.	類似群 コード	役務内容	説明内容
1.	3501	広告	<p>【概念】他人の商品または役務のための広告、広告の作成または広告企画などの役務の提供</p> <p>【事例】広告、掲示広告、広告宣伝、広告映画制作、屋外広告、映画広告、広告コンサルティング、広告編集、制作と伝播など。ただし、自己の商品や役務のために広告宣伝を行ったり、他人を雇って自己の商品や役務のために広告、広告企画、編集、制作、伝播を行ったりすることは含まれない。</p> <p>【主体】広告企画、設計、制作、発表、伝播などの役務を提供する会社または個人</p>
2.	3502	ビジネス 管理支援	<p>【概念】他人のためにそのビジネス企業の経営管理などを支援する行為</p> <p>【事例】商業管理支援、商業管理コンサルティング、商工管理支援、商業研究、ホテル商業管理、組織商業活動、商業評価、商業データ分析、市場調査研究、消費者研究。ただし、経営活動を展開したり、自己の企業管理を強化し</p>

No.	類似群 コード	役務内容	説明内容
			<p>たりするために自分が従事している日常的な企業管理、ビジネス分析、研究、および調査などは含まない。</p> <p>【主体】商業コンサルティング、研究、管理などのサービスを提供する会社または個人</p>
3.	3502	フランチャイズ	<p>【概念】(他人の)フランチャイズ経営のコンサルティング、調査、助言などの補助的なサービスの提供、他人の経営活動に対する商業的な管理などの支援の提供</p> <p>【事例】フランチャイズ経営の商業管理補助、フランチャイズ経営の商業管理コンサルティング、フランチャイズ経営の商業事務管理、フランチャイズ経営の商業管理</p> <p>【主体】他人のフランチャイズ経営行為に対してビジネスコンサルティング、調査、管理などのサービスを提供する会社または個人</p>
4.	3503	輸出入代行	<p>【概念】他人の商品の輸出入貿易などの事務の処理</p> <p>【事例】他人のための商品の輸出入貿易などの事務の代行又は代理であり、自己の商品を売買取引する場合や、自己の商品の輸出入業務に係る事務は含まない。</p> <p>【主体】他人のために輸出入関連業務を行う会社または個人。</p>
5.	3503	他人のための売り込み	<p>【概念】他人の商品や役務について、市場での販売量やニーズを向上させるために、具体的な助言、企画、コンサルティングなどのサービスを提供する行為</p>

No.	類似群 コード	役務内容	説明内容
			<p>【事例】 営業活動中に商品を販売するほか、広告宣伝、商品展示、販売などのサービスを提供する場合が該当する（他人のためにすること）。ただし、単純な商品販売行為は、他人のためのサービスであっても該当しない。</p> <p>【主体】 オンラインまたはオフラインで他人の商品や役務を販売するために、役務を提供する会社または個人。</p>
6.	3503	商品と役務の売り手および買い手双方へのオンライン市場サービスの提供	<p>【概念】 売り手および買い手双方へのオンラインプラットフォームの提供。このプラットフォームに集まった売り手が提供する商品や、役務は、集合的な市場を形成し、買い手は当該プラットフォームを通じて必要な商品や、サービスを選択することができる。</p> <p>【事例】 オンラインプラットフォームの提供であって、オンライン店舗を開設して販売活動に従事するなどは含まない。</p> <p>【主体】 電子商取引プラットフォームの運営会社または個人</p>
7.	3504	人事	<p>【概念】 他人のために人事管理、人員募集、招聘などのサービスの提供</p> <p>【事例】 人員募集、人的資源管理、人事管理、人員募集、従業員の職務調整、職業配置など。ただし、企業内で従事する人事管理、従業員の雇用調整、自己の企業のために人員を募集することなどは含まない。</p>

No.	類似群 コード	役務内容	説明内容
			【主体】他人のために人員募集、管理などのサービスを提供する会社または個人
8.	3506	事務	<p>【概念】他人のために、文書コピー、ファイル管理、速記などの事務サービスを提供する行為</p> <p>【事例】コピーサービス、速記、コンピュータ文書管理、秘密、ビジネス文書管理、新聞購読など。ただし、自らの事務としての内部ファイル管理、印刷コピーなどの行為は含まれない。</p> <p>【主体】他人にコピー、速記、秘書などのサービスを提供する会社または個人</p>
9.	3507	会計	<p>【概念】（他人のための）会計関連サービスの提供</p> <p>【事例】会計、帳簿レポートの編集、ビジネス監査、税務計画、財務監査など。ただし、企業が自ら行ったり、他人を雇って行ったりする行為は含まれない。</p> <p>【主体】他人に対して財務監査などのサービスを提供する会社または個人</p>
10.	3508	スポンサー探し	<p>【概念】他人のためにスポンサーを探す行為</p> <p>【事例】他人のためにスポンサーを募集することであり、自己に関連するビジネスにスポンサーを探すことも、他人にスポンサーを提供することも含まない。</p> <p>【主体】他人がスポンサーサービスを探すことを支援する会社または個人</p>
11.	3509	医薬品、 医療用品	<p>【概念】国の認可と資格証明書を取得する必要がある薬剤および医療補助品の小売または卸売。ただし、それらの輸送は除く。</p>



No.	類似群 コード	役務内容	説明内容
		の小売または卸売	<p>【事例】医薬品、獣医科用薬剤、医療補助品などの商品に関する小売および卸売の専門サービス。ただし、自らの商品の小売または卸売は除く。</p> <p>【主体】薬剤および医療補助品の小売または卸売の専門サービスを提供する会社または個人</p>

## 2. 小売または卸売役務について

中国では、小売または卸売役務は一般に認められていないが、第 35 類ガイドの 11. にあるように、「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」の分野については認められている。しかし、「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」以外の分野については、現段階では認められていない。

よって、以下では小売または卸売役務について焦点をあて、それが認められている分野と認められていない分野について、それぞれ説明する。

### 2-1. 「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」の分野について

まず、「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」の分野が認められたのは、2013 年 1 月 1 日からである。今年で 10 年目に入るが、比較的新しい役務といえる。

次に、商標出願における 3509 類似群についての留意点を説明する。

中国は、日本と同じく類似群制度を導入している。「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」分野は、前述のとおり 3509 類似群となっている。内容は、以下の通りである。

#### 3509 医薬品、医療用品の小売または卸売役務

医薬用、獣医用、衛生用製剤および医療用品の小売役務 (retail services for pharmaceutical, veterinary and sanitary preparations and medical supplies) 350108,

医薬用、獣医用、衛生用製剤および医療用品の卸売役務 (wholesale services for pharmaceutical, veterinary and sanitary preparations and medical supplies) 350148

- (一) ※医薬品の小売または卸売役務 C350009, 薬用製剤の小売または卸売役務 (pharmaceutical preparations retail or wholesale services) C350010, 衛生用製剤の小売または卸売役務 (health preparation retail or wholesale services) C350011, 医療用品の小売または卸売役務 (retail or wholesale services for medical supplies) C350012
- (二) ※獣医用薬剤の小売または卸売役務 (veterinary drugs retail or wholesale services) C350013, 獣医用製剤の小売または卸売役務 (veterinarian use preparations retail or wholesale services) C350014

注：1. 本類似群の第一段落における役務が、各部分（一）または（二）の役務と類似する。

2. 本類似群の各部分における役務が、類似しない。

ここでのポイントは、下記の4つである。

1) 3509 類似群の内容が限られている。以上のとおり、「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」分野では、合計8つの役務項目しか認められていない。なお、TM5（商標五庁会合）により新たに認められた役務も現段階では存在しない。

2) 3509 類似群内の各役務間の類似関係について、「医薬用、獣医用、衛生用製剤および医療用品の小売役務 350108, 医薬用、獣医用、衛生用製剤および医療用品の卸売役務 350148」（第一段落）と（一）または（二）（各部分）とは類似関係を有するが、（一）に属する役務と（二）に属する役務とは互いに類似関係を有しない。例えば、「医薬品の小売または卸売役務 C350009」の場合、「医薬用、獣医用、衛生用製剤および医療用品の小売役務 350108」と類似するが、「獣医用薬剤の小売または卸売役務 C350013」と類似しない。

したがって、商標出願の際に、第一段落の役務を指定できた場合、3509 類似群全部をカバーできる権利となる。一方、他人の類似先願または先登録商標が存在し、かつ、(一) または (二) に属する役務を指定していた場合、自己の役務を見て相手が指定しなかった (一) または (二) に属する役務を指定することでうまく権利を取ることが考えられる。

3) 類似群における「※」マークは、中国でよく用いられるが、二一ス分類に記載されていない役務を表している。これらの役務番号には、冒頭部分に「C」が付く。したがって、場合によっては、中国独自の役務を指定することで、先行商標と区別して権利化できるケースも存在すると考えられる。

4) 前記規定の内容から見ると、第5類の「医薬品」などの商品の属する類似群と3509 類似群とは異なる類似群として規定されているため、製薬会社などの場合、第5類の「医薬品」などの商品と3509 類似群の役務とを同時に出願し、権利化するケースが少なくない。

なお、3509 類似群を指定して出願する場合、該当商品を取り扱うことを記載した営業許可証を求められることはなく、通常の商標出願の手続と同じである。

さらに、商標使用について説明する。

1) 第5類の「医薬品」などの商品の属する類似群と役務である3509 類似群とは、前述のとおり、原則上、類似しない。

2) 判決例において、医薬品と医薬品の小売または卸売役務とは、類似と判断さ



れる事例<sup>1</sup>も存在すれば、非類似と判断される事例<sup>2</sup>も存在し、判断が分かれている状態である。非類似と判断される事例から見ると、一定の要件を満たせば、類似と判断される可能性がある。特に、2021年の中国最高人民法院判決後に北京市高級人民法院が下した2022年の判決では依然として類似と判断されていた。この状況から考えると、近年、医薬品と医薬品の小売または卸売役務とは類似と判断される傾向があるといえる。

<sup>1</sup> 【(2016)京73行初5919号】では、医薬品が公衆の生命・健康に関わる特殊性を持つ商品であり、病院または薬店など特定の場所でしか購入できないことを論じながら、商品の販売または役務の対象、ルートなどの面において重なり、比較的に大きな関連性を有し、類似商品・役務と判断した。

【(2018)京73行初5543号】では、引用商標の高い知名度を考慮した上、商品の消費目的、消費者層、販売ルートなどの面において比較的に高い関連性を有し、類似商品・役務と判断した。

【(2019)京行終7352号】では、医薬品と医薬品の小売または卸売役務とは高度の関連性を有し、産業の上流下流の密接な関連分野であり、需要者も重複、一致し、かつ、インターネットの普及に伴って製薬会社が自ら薬品を販売するビジネスモデルも存在し、医薬品と医薬品の小売または卸売役務の関連性がより強くなる傾向があると述べた上で、引用商標の知名度を考慮し、類似商品・役務と判断した。

【(2022)京行終3650号】では、両者の機能、用途、役務提供の目的、消費者層などの面においてかなり重なっており、類似商品・役務と判断した。

【(2022)京73行初1747号】では、係争商標の指定商品と各引用商標の指定役務とは、役務の内容、目的、方法、対象など面において類似し、同一または類似役務に該当すると判断した。

<sup>2</sup> 【(2020)京行終5129号】では、医薬品と医薬品の小売または卸売役務と一定の関連性を有すると認めながら、属する類似群が異なり、かつ、係争商標の知名度が高く、引用商標の知名度が比較的に低いことを理由に、需要者の誤認・混同が生じないため、商品・役務が類似しないと判断した。

【(2021)最高法行再76号】では、中国の最高人民法院は、中国国内の法律・規定を列挙した上で、製薬会社が自社の医薬品しか販売できず、販売対象が医療機構などに限ると述べ、一方、医薬品の小売または卸売の企業は複数の医薬品を扱い、販売対象は患者または一般消費者であると述べた。よって、両者の市場が異なり、需要者も両者を区別できるため、商品・役務が類似しないと判断した。

したがって、3509 類似群の規定ぶりから見ると、第 5 類の医薬品と第 35 類の医薬品の小売または卸売役務とは類似関係を有しないが、実際の裁判などにおいて、両者が類似関係を有すると判断される可能性が十分あるため、使用時に、慎重に対応する必要があると考える。

## 2-2. 「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」以外の分野について

現在、中国において、「医薬品、医療用品の小売または卸売役務」以外の分野について小売または卸売役務が存在しないと理解されている。その根拠は、以下のとおりである。

まず、国家工商行政管理総局商標局（現、国家知識産権局商標局）が 2012 年に公布した「スーパーマーケットが提供する役務と『売り込み（他人のための）』役務とが類似役務に該当するか否かの問題に関する回答」（商標監字〔2012〕第 43 号）では、デパート、スーパーマーケットが提供する役務と、第 35 類の『売り込み（他人のための）』役務とは類似しないと明記されている。なお、「売り込み（他人のための）」という役務は、現在、「他人のための売り込み」に変更されている。

次に、「第 35 類商標出願と使用ガイド」では、「他人のための売り込み」とは、「商品または役務が市場における販売量または需要を上げるために他人を補助し、具体的なアドバイス、企画、コンサルティングなどの役務を提供することを指す。小売または卸売などの方法を通じて自己の商品または役務を直接的に消費者に販売する行為は、含まれない。他人の商品または役務を販売することによって差額を取るものも含まれない。……経営活動において他人のブランドを販売し、一定の差額を取る場合、経営活動は小売に属し、他人のための売り込み役務に属さない。」と記載されている。

さらに、北京市高級人民法院が 2019 年に公布した「商標の授権、権利確認の行政案件の審理指南」では、次のように規定されている。「19.14 【『他人のための売り込み』商標の使用の認定】係争商標権者はデパート、スーパーマーケットなどであり、場所の提供などの形式を通じて販売業者などと商業協力を行うことを証明でき、商品の販売のためにアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどの役

務を提供していると認定するのに十分である場合、係争商標が『他人のための売り込み』役務において使用されていたと認定できる。」

したがって、上記規定やその他の各規定などを見る限りでは、第 35 類の 3503 類似群の「他人のための売り込み」役務には、デパート、スーパーマーケットが提供する役務が含まれると認められる可能性はあるが、自分の商品の小売または卸売役務は含まれないと判断できる。

一方、実際の裁判または実務上では、異なる運用が存在している。大きく分けると以下の 3 つである。

- ① 第 35 類の「売り込み（他人のため）」役務と、デパート、スーパーマーケット等が店頭で商品を提供する役務とは同一ではなく、類似でもない、と判断するケースが存在する<sup>3</sup>。
- ② 第 35 類の「売り込み（他人のため）」役務とデパート、スーパーマーケットが提供する役務とは同一と見ることができる、と判断するケースが<sup>4</sup>が存在する。
- ③ 第 35 類の「売り込み（他人のため）」役務とデパート、スーパーマーケットが提供する役務とは、同一ではないものの、具体的な状況から見て、類似役務と判断できるケース<sup>5</sup>も存在する。

<sup>3</sup> 【（2015）民提字第 38 号】では、「類似商品および役務の区分表」において、パン屋の役務は第 43 類に属し、被告は、（自分の製造したパン製品を販売する）パン屋の店頭で商標を使用し、第 35 類に登録されている「売り込み（他人のため）」の役務商標の使用ではないため、正当な使用を構成することができない。

<sup>4</sup> 【（2012）高行終字 355 号】では、他人のための売り込み役務の提供者として、役務を提供する場所のプレートや宣伝ポスターに役務商標を使用するのは一般的で、常識に合った使用方法であり、係争商標を店名や店舗看板に使用すると役務商標ではなく商品商標と誤解しやすいという主張は、事実上の根拠がなく、当院は支持しない。

<sup>5</sup> 【（2021）最高法民再 338 号】では、「類似商品および役務の区分表」の第 35 類「売り込み（他人のために）」役務において「卸売、小売」役務が明確に含まれていないが、役

次に、行政においては、商品商標である引用商標が著名性を具備した場合、第 35 類での出願・登録商標が、著名商標（中国語：馳名商標）の権益を侵害すると判断されるケースも複数存在する<sup>6</sup>。

このような状況の中で、中国最高人民法院は、前記①の立場を取っている。中国最高人民法院の立場は、各法律や、規定などと一致するように思うが、2021 年の裁判例などを見ると、中国最高人民法院自身の判断も揺れているように思われる。したがって、当該論争は、今後も続くものと考えられる。

以上の内容から、出願と使用について、次のアドバイスができると思う。

- ① 出願時、自社商品のみを販売する場合、原則上、第 35 類 3503 類似群での出願が不要だが、他者の登録および使用を排除する手段として出願することも検討する。

---

務が類似しているかどうかを認定するには、需要者の一般的な注意力を基準にして、経営主体の経営範囲、経営モデル、サービス対象などの要素を結合して総合的に考慮しなければならない。本件から見ると、華潤商店は自らが代理したり、購入したり、した各種ブランドの電飾を分類して統一的に販売して、消費者が選択したり、購入したり、しやすいようにして、その販売した電飾製品が表示した標識と関連情報は依然としてその代理または購入した電飾ブランドに由来して、「華潤灯飾」は上記電飾製品を販売するために提供した役務の標識である。上記の販売モデルは、関連商標の査定で言及されるサービスと交差し、重複しており、両者は類似の役務を構成している。

【（2022）新民終 60 号】では、「類似商品および役務の区分表」の第 35 類「他人のための売り込み」役務には「小売」役務が明確に含まれていないが、被告が開設した店舗では第 24 類の商品を販売、展示するほか、使用を許可された他の登録商標や、他のメーカーが生産した他の商標を表示した商品を展示している。被告は、販売元として陳列棚を通じて販売された商品を分類し、統一的に販売する。その表示は役務の出所を示すためであり、このようなビジネスモデルは第 35 類の役務「他人のための売り込み」と交差し、重なり合い、役務目的、内容、対象は原告の登録商標の第 35 類「他人のための売り込み」役務と高度な類似性があり、両者は類似役務を構成している。

<sup>6</sup> 商評字[2018]第 0000102063 号, 商評字[2018]第 0000014399 号



- ② 自社商品のみならず、他社商品も扱っている場合、または、他社商品のみを扱う場合、第 35 類 3503 類似群での出願が必要で、この場合、扱っている商品での商標出願と、3503 類似群での商標出願が推奨される。
- ③ 3503 類似群の使用証拠については、店頭看板、店内の装飾、店舗の紹介、従業員の制服、サービスの提供に関する契約書およびこれらの証拠に関するインボイス、銀行の振込証明などを継続して準備する。
- ④ 権利主張について、3503 類似群における権利を所有し、第三者に権利主張する場合、権利濫用にならないように注意が必要と考えられる。また、第三者から権利主張された場合、議論があるところであるため、中国現地代理人や弁護士と十分話し合った上で、慎重に対応することが推奨される。

#### 【ソース】

「中華人民共和国商標法」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art\\_95\\_28179.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art_95_28179.html)

※中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合がある。

「商標法実施条例」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art\\_96\\_28188.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art_96_28188.html)

「商標審査審理指南」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art\\_74\\_171575.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html)

「第 35 類商標出願と使用ガイド」

[https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i\\_ID=180686&colID=66](https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=180686&colID=66)

「新たに増加した小売または卸売役務商標の出願登録に関する事項の通知」

[https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/201212/t20121214\\_21475.html](https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/201212/t20121214_21475.html)

「スーパーが提供する役務と『セールス（他人のために）』役務と類似役務に該当するか否かの問題に関する回答」

<https://zhuanlan.zhihu.com/p/20220190>



※中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合がある。

「商標の授権、権利確認の行政案件の審理指南」

<https://www.bjcourt.gov.cn/ssfw/spzdwj/detail.htm?NId=150002899&channel=100014003>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)